

# 琵琶湖森林づくり基本計画（改訂） 2005~2020

【2010.2改訂】



滋賀県

# はじめに

滋賀県には、日本一の大きさを誇り、世界的にも貴重な古代湖である琵琶湖があります。

琵琶湖は、県土の中心に位置し、県民の生活や経済にとって欠かすことのできない大切な存在であると同時に、淀川流域圏の下流府県の人びとの暮らしを支える命の源でもあります。

そして、滋賀の森林は、琵琶湖の水源として清らかな水をはぐくみ、県土を保全するとともに、多様な動植物の生息の場となり、人びとに安らぎと潤いを与えてくれます。重要な役割を果たしています。

一方で、木材価格の低迷などによる長期的な林業の不振や、ライフスタイルの変化などによって、適切な手入れがなされない森林が目立つようになり、この状態を放置すると森林が持つ多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

滋賀県では、平成 16 年度に「琵琶湖森林づくり条例」を、また、平成 17 年度には「琵琶湖森林づくり基本計画」をそれぞれ施行し、“琵琶湖と人びとの暮らしを支える森林づくりの推進”を目指して、様々な施策を展開してまいりました。

今年度は、基本計画の施行後 5 年が経過したことから、目指す森林づくりの方向性は堅持しつつ、これまでの森林・林業を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、成熟期を迎えつつある県産材の安定供給体制の早急な整備や、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進、さらには深刻化する二ホンジカ等による森林被害対策などの諸課題に重点的に対応していくため、必要な見直しを行いました。

あらためて言うまでもなく、森林づくりは、地道でひたむきな取り組みです。めまぐるしく変化する社会経済情勢の中にあっても、このかけがえのない森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、常に長期的な視点を持ちながら、県民のみなさんの理解と参画を得て、滋賀の森林づくりを今後も着実に進めてまいります。

なお、今回の計画の見直しにあたり、熱心にご議論いただきました滋賀県森林審議会の委員の皆さん、貴重なご意見をいただきました県民の皆さんに、心よりお礼申し上げます。



平成 22 年 3 月

滋賀県知事 嘉田 由紀子

# 目 次

|       |  |      |
|-------|--|------|
| 第 1   | 基本計画策定の趣旨  | 1    |
| ◇     | 基本計画（戦略プロジェクト）見直しについて  | 2    |
| 第 2   | 基本計画が目指す森林づくりの方向   | 5    |
| 第 3   | 基本計画の位置づけ  | 6    |
| 第 4   | 基本施策   | 7    |
| 1     | 環境に配慮した森林づくりの推進  | 7    |
| 2     | 県民の協働による森林づくりの推進   | 9    |
| 3     | 森林資源の循環利用の促進   | 11   |
| 4     | 次代の森林を支える人づくりの推進   | 12   |
| 第 5   | 戦略プロジェクト   | 14   |
| 戦略 1. | 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト<br>森林吸収源の確保と多様で健全な森林づくりに取り組みます。         | 14   |
| 戦略 2. | 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト<br>多様な主体による森林づくり活動を進めます。               | 16   |
| 戦略 3. | 森林資源の循環利用促進プロジェクト<br>県産材の利用促進を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを促進<br>します。 | 18   |
| 戦略 4. | 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト<br>森林を守り育てる人材の育成と確保に取り組みます。            | 20   |
| 第 6   | 推進体制   | 22   |
| 参考資料  |  |      |
| ・     | 琵琶湖森林づくり条例（全文）   | 参-1  |
| ・     | 琵琶湖森林づくり条例の概要  | 参-5  |
| ・     | 滋賀県の森林・林業の現況   | 参-6  |
| ・     | 用語の解説  | 参-12 |

# 第1 基本計画策定の趣旨

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、琵琶湖を中央に四囲は伊吹、鈴鹿、比良、野坂の山系に囲まれた水とみどりの豊かな県です。

滋賀県の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、スギやヒノキなどの人工林、ブナ、コナラ、アカマツなどの天然林が琵琶湖と一体となって四季折々の風景をつくりだしています。

これらの森林は、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止などさまざまな役割を果たしています。また、私たちは豊かな水をたたえる琵琶湖から多くの恵みを受けていますが、その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々のみどり豊かな森林です。

滋賀県の森林・林業はかつては山村に住む森林所有者や里山林周辺の住民の活動により適正に管理されることで県民の生活に恩恵をもたらすとともに、琵琶湖の水源として適正に機能を発揮してきました。

しかし、生活様式の変化による薪炭から化石燃料への転換や木材輸入の増加による木材等林産物の生産が減少することにより適切に管理されずに放置され、荒廃した森林が見られるようになってきました。

この状態が続くと琵琶湖の水源かん養はもとより県土の保全など森林の持つ多面的機能が損なわれ、県民の生活に深刻な影響をもたらすこととなります。

このため、平成16年3月に制定された琵琶湖森林づくり条例に基づき、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるように施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、50年、100年先も展望しつつ、平成32年（2020年）までの期間とする計画を策定します。

# ◇ 基本計画（戦略プロジェクト）見直しについて

## 《基本計画見直しの背景》

「琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年 4 月 1 日施行）」の理念を実現するため、施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な枠組みとして、“琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進”を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を、平成 17 年 4 月に施行しました。現在、平成 32 年度を計画目標年度として、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んでいるところです。

森林づくりは、長期的な展望に立って着実に進めていく必要がありますが、中期（5 年）目標である戦略プロジェクトについては、施行後 5 年目を目処に、社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応していくため見直しを図ることとされています。このため、これまでの 5 年間の取り組みの成果と課題および近年の社会経済情勢の変化を整理し、緊急に対応すべき課題を洗い出し、その解決に向けた施策を実施するため、戦略プロジェクトの見直しを行いました。

## 《森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化》

### （1）全国的な状況

#### ①低炭素社会に向けた森林への期待

森林は、水源かん養、山地災害防止など国土保全、地球温暖化防止、自然環境保全、保健・休養の場の提供、木材等の林産物の供給など多面的な働きを有しています。この中で、内閣府が平成 19 年度に実施した「森林と生活に関する世論調査」では、森林に期待する働きとして、特に地球温暖化防止に貢献する働きが、最も上位になっています。

これまで国は、京都議定書に基づく温室効果ガスの 6 %削減の達成に向けて、基準年総排出量の約 3.8%にあたる 1,300 万炭素トン森林の二酸化炭素吸収により確保するとしてきました。

京都議定書の削減目標を達成するためには、「持続可能な森林経営が行われた森林」の面積を増加させる必要があります。間伐等の森林整備を一層推進していくことが求められています。これらのことから国では、平成 19 年度以降 330 万 ha の間伐を実施することとしており、2050 年までに温室効果ガスの排出量を現状から 60 ~ 80%削減するという長期目標を平成 20 年度に掲げました。さらに、平成 21 年 9 月の国連気候変動サミットで、日本は新しい温室効果ガス排出量の削減目標として、2020 年までに 1990 年比 25%削減を表明しました。

一方で、排出権取引やカーボン・オフセット等、森林の二酸化炭素の吸収機能や木材利用による二酸化炭素の排出削減効果に対して経済的な価値を付与する動きなど、二酸化炭素を自然の吸収の範囲内におさめる「低炭素社会」の実現に向けた新たな取り組みが始まっています。

#### ②森林・林業を取り巻く変化

世界の木材需要は長期的に増加傾向にあり、また、中国等における木材需要の増加やロシアにおける丸太等の輸出税引き上げなど世界貿易の状況に大きな変化が見られます。一方、国内では、スギやヒノキ等の利用可能な森林資源が充実しつつあります。

林業現場においては、従来、樹木を 1 本ずつ選んで伐採し架線で吊り出すという集材方式がとられていました。しかし、近年、路網の整備と高性能林業機械の利用により、コストの低減と生産性の向上を追求する取り組みが進められています。また、搬出された木材も、市場を通さず、大工場に直送し、合板や集成材に加工されるものが増えてきています。

製材工場においては、出力規模の小さな工場の数が大きく減少している一方で、工場数では 6%に過ぎない大規模工場が素材消費量の過半を占めています。なかでも原木消費量が数万 m<sup>3</sup>規模以上の大型の国産材製材工場が増加しており、国産材を利用する環境が変化しています。

木材加工分野においては、従来、原材料として主に輸入木材が用いられてきましたが、木材輸入の不安定さが増す中、技術の向上により曲がり材や小径木を合板や集成材に利用することが可能となり、国産材の利用率が高まっています。平成 19 年度に施行された改正建築基準法の影響等により製材用材、合板用材に対する需要そのものは大きく減少しました。しかし、供給面では、国産材が、製材、合板向けを中心に増加し、平成 19 年度の木材需要に占める国産材の割合は、前年に比べ 2.3 ポイント上昇して 22.6%となり、平成 17 年以降 3 年連続の上昇となりました。

住宅建築の分野においては、環境への配慮の点から、国産材を利用した住宅を消費者に P R する動きが見られます。また、木造住宅のプレカット率や木材製品の品質・性能に対する需要者ニーズの高まりを受けて、集成材や構造用合板、人工乾燥材としての利用が進んでいます。

## (2) 本県の状況

本県の森林は、これまで保育作業を必要とする育成段階のものが多くを占めていましたが、平成 32 年度には、県内の 46 年生以上の人工林面積が現在の約 1.7 倍に達するなど、人工林の成熟により今後利用可能な森林資源が飛躍的に増加する見込みです。しかし、森林組合をはじめとする生産事業者は、技術、人材、設備などすべての面で森林資源の利用に対応できる状況にあるとはいえません。また、木材産業においても生産構造が極めて脆弱であることから、生産体制と木材の流通体制を併せて整備することが不可欠な状況です。

森林吸収源対策の取り組みとしては、「第三次滋賀県環境総合計画（平成 21 年 12 月策定）」の中で、2030 年における温室効果ガスの排出量を、1990 年比で 50%削減する目標を掲げています。また、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）（平成 20 年 5 月公布・施行）」を受けて更に間伐事業量を拡大することが必要となっています。そのため、今後は、森林経営に無関心な森林所有者や不在村森林所有者に対して、間伐実施の必要性を積極的に普及啓発する必要があります。また、人工林を多様な森林に誘導する取り組みを再検討し、針広混交林（環境林）や長伐期林など地域特性に応じた森林づくりを進める必要があります。

野生鳥獣による森林被害は、平成 5 年度～ 11 年度では年度平均で約 90ha でしたが、平成 12 年度以降急増して平成 17 年度には約 300ha となり、その大半がニホンジカによる被害でした。シカ対策として、平成 12 年度以降、テープ巻き、防護柵・防護ネットの設置等の対策を講じていますが、従来の防除法では対応が不十分な状況となっています。植栽木の食害や剥皮による立木の枯損のほか、下草や広葉樹の稚樹なども食害されるなど、森林所有者の森林経営に対する意欲の低下や森林の生態系への影響が懸念されています。

県産材の利用については、量的にはまだ大きくはありませんが、地域の木材を使って家を建てる取り組みが各地で行われています。一方、近隣府県（京都府、福井県、岐阜県等）では、大規模な合板工場等が整備拡充され、県産材に対する期待も高まっています。

県民協働による森林づくりへの取り組みでは、地球温暖化防止対策など環境意識の高まりから、企業等による森林整備活動が活発化していますが、本県では、他府県に比べ取り組みが遅れている状況にあります。「第三次滋賀県環境総合計画」では、持続可能な滋賀社会づくりに向け、「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」の 3 つの側面から取り組むこととされており、いずれの取り組みにおいても森林が果たすべき役割は大きくなっています。一方、森林づくり活動を行う団体数が飛躍的に増加していますが、団体への活動指導、森林づくりの情報提供やネットワーク化など今後における活動の継続性や発展を支える仕組みづくりが必要となっています。

## 《これまでの取り組み成果と課題》

### (1) 環境に配慮した森林づくりの推進

「間伐総合対策の推進」については、平成 21 年度の年間間伐実施目標面積 2,600ha に対して、平成 20 年度の実施面積は 2,525ha、また、平成 21 年度の年間間伐利用量の目標 4,000 m<sup>3</sup> に対して、平成 20 年

度の利用量は 3,740㎡で、2つの目標については達成可能な状況となっています。

一方、「環境林の推進」については、平成 20 年度実施面積が 422ha で、平成 21 年度の目標 800ha に対して 53%の進捗にすぎず、目標の達成は困難な状況です。このため、今後は、森林所有者への普及啓発を一層進めるとともに、検証に基づいて針広混交林造成の技術的手法を確立することが必要です。

また、強度間伐により確実に針広混交林に誘導するためには、ニホンジカによる下層植生の被害対策等を実施することが課題となっています。

## (2) 県民の協働による森林整備の推進

「流域森林づくり委員会」については、流域の森林づくりのあり方について県・市町に提案するほか、自ら主体的な活動を行うことを目的に、県内 6 地域で設立され、それぞれ独自の活動が行われています。また、「県民参加の里山づくり事業」における里山整備協定林数は、平成 20 年度では 9 箇所と、平成 21 年度目標の 90%を達成しました。「びわ湖水源の森づくり月間」の森林づくり参加者数は、平成 20 年度には 6,742 人となり、平成 21 年度の目標を大きく上回りました。「森林づくり活動市民団体年間のべ活動日数」は、平成 20 年度には 482 日となり、平成 21 年度目標の 400 日を達成しました。

森林ボランティア活動は、県下各地で様々な取り組みが進められ、森林づくりの機運と関心が高まっていますが、更に多様な主体による取り組みを増加し、既設団体が自立し継続した活動が進められるよう支援体制を整備することが課題となっています。「森林づくり活動を実践している市民団体等の数」については、平成 20 年度は 99 団体であり、平成 21 年度目標の 60 団体を大きく上回りました。

また、「びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間」を中心に、森林づくりへの呼びかけ、森林の重要性などの普及啓発を行っています。しかし、琵琶湖森林づくり県民税および森林づくりに対する認知度は、未だ十分とはいえず、引き続き地道に普及啓発活動を行うとともに、更に効果的な P R 方法を工夫することが課題となっています。

## (3) 森林資源の循環利用の促進

「県産材の学習机累積導入数」は平成 21 年度目標の 16,200 組に対し、平成 20 年度末では 9,613 組(59%)に過ぎず、目標達成は困難な状況にあります。しかし、「県産材産地証明割合」は、平成 21 年度目標 20%に対して平成 20 年度末では 42%となり、目標を達成しました。また、「木の香る淡海の家推進事業」は、平成 19 年度、20 年度ともに予定の新築 60 戸に達するなど、目標を達成しています。

一方で、県内の素材生産量は、平成 19 年度に 4 万 m<sup>3</sup>を下回るなど、全体的に減少傾向が続いており、「びわ湖材産地証明制度」のメリットが見えにくい状況にあります。また、「森の資源研究開発」は、15 件の研究開発が行われていますが、その成果を実用にどの様に結びつけていくかが今後の課題となっています。

## (4) 次代の森林を支える人づくりの推進

森林と琵琶湖をつなぐ「森林環境学習の推進」については、森林環境学習の専任指導員が、県下 8 施設に常駐し、小学校 4 年生対象の「やまのこ」事業は着実に実施され、平成 20 年度で県内の小学校 202 校が参加しました。平成 21 年度には、県内のほぼ全小学校が参加できる見込みですが、子どもたちが体験を通して森林への理解を一層深めるためには、さらにプログラムの充実を図る必要があります。

「森林を育む担い手づくり」については、林研グループ会員など森林づくりに、より意欲的な森林所有者に対しては、技術指導などを通して成果が積み重ねられています。しかし、意欲の低下している多くの森林所有者に対しては、普及啓発を一層進める一方、若者に対しては、森林・林業経営への参画を促進するなどの取り組みを行うことが必要となっています。また、森林整備や木材生産の担い手となる森林組合では、合併が進められ、平成 20 年度で県内 10 組合になるなど組織体制の充実が図られています。さらに森林組合等が新規雇用や技術者育成に積極的に取り組めるように、木材生産流通を中心とした経営の安定化が必要となっています。

## 第2 基本計画が目指す森林づくりの方向

### 基本方向

### 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

滋賀県の森林は琵琶湖に注ぐ水をはぐくみ、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しています。わたくしたちはその森林を健全な状態で次代に引き継ぐように取り組みます。



### 基本方針

### 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり 県民全体で支える森林づくり

琵琶湖の水源かん養をはじめ森林が持っている多面的機能はわたくしたちの暮らしになくてはならない重要な機能であり、適期に適切に森林を整備し、森林の多面的機能を持続的に発揮する必要があります。また、森林は県民全体の貴重な財産として、森林所有者のみに任せるのではなく県民全体で森林づくりを進めます。

### ※基本理念の目指す姿

#### 1 森林の多面的機能の持続的発揮と地域の特性に応じた森林づくり

多様な樹種、林齢の樹木が混在する階層構造がよく発達した針広混交林等、林内は適度な日照が確保され、大径木が点在し、また成長の旺盛な若齢の森林も生育し、下層木や下草が生育し、様々な野生動物の生息環境が確保されています。

適時、適切な密度管理がおこなわれ、雪害や風害に強い森林となり、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮される森林が、地域の特性を活かして継続して管理できる体制のもとで整備されています。

#### 2 県民の主体的な参画による森林づくり

県民一人ひとりが水源かん養や県土の保全など多面的な機能を持つ森林の重要性を十分理解するとともに、その恵みに感謝し、自分たちにできる方法で森林づくりに協力しています。

#### 3 全ての県民の適切な役割分担と協働による森林づくり

森林所有者や林業グループと森林ボランティアや市民団体、企業等の協働により県内各地で森林づくりが実践されています。

流域を単位とした森林づくりへの計画から実行までの段階で地域住民、森林所有者、森林ボランティア、研究機関、事業者、県・市町村等多様な主体が参画しています。

#### 4 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり

地産地消型の県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化を進め、森林空間を総合的に利用し、産学官の連携した調査研究による新用途が開発されています。

#### 5 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

森林所有者が森林づくりを通じての社会貢献、健康管理など木材生産以外の森林の価値を認識し、県民の期待を感じながら、生き生きと森林づくりを実施しています。

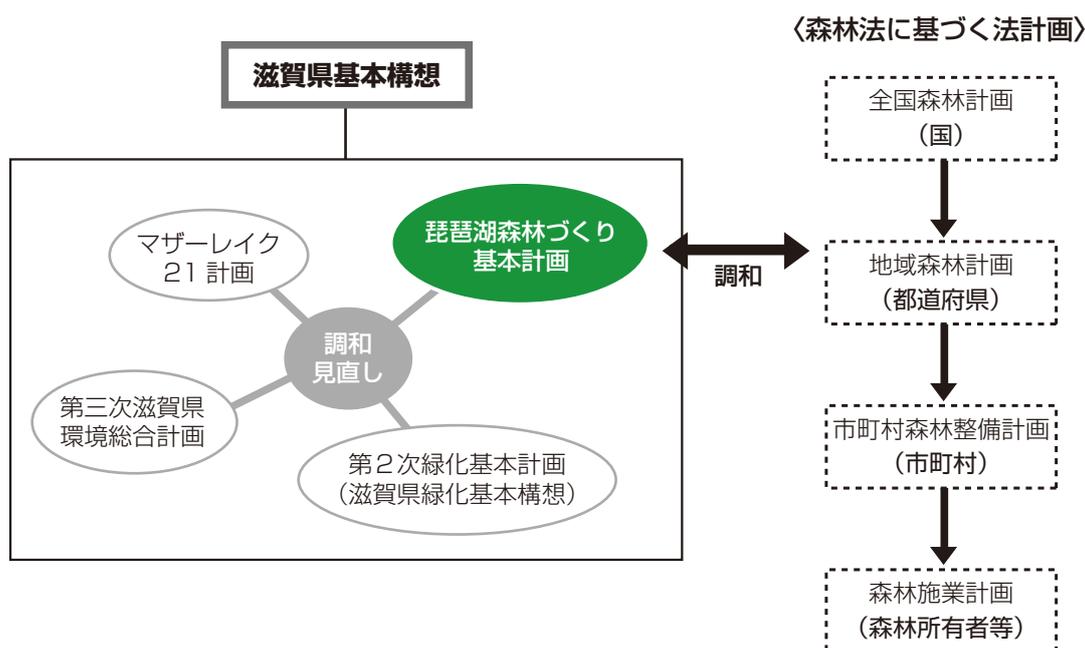
森林所有者の協同組織である森林組合は地域の森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たしています。林業技術だけでなく森林管理技術に豊富な知識を持つ林業従事者が良好な労働条件で就労しています。あらゆる世代で、森林環境学習が進められ、琵琶湖を持つ滋賀県の森林の重要性が広く認識されています。

## 第3 基本計画の位置づけ

### 1 性格と役割

琵琶湖森林づくり基本計画は、琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効性あるものとするためのアクションプランと位置づけます。

- 滋賀県の新しい森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進をする上での中心的枠組みであり、施策の基本となる方針を示します。
- 幅広い県民の皆さんからの意見・提案を反映し、協働して森林づくりを行う上での共通の指針となるものです。
- 他の県計画との関係では、県行政の総合的な推進のための最上位計画である「滋賀県基本構想」のもと、第三次滋賀県環境総合計画などその他の県計画との調和を図ります。なお、森林づくりに関する既定の計画事項については随時見直します。



### 2 計画期間

- 計画の始期 : 平成 17 年度 (2005 年度)
- 長期的な目標 : 基本施策の目標年次は平成 32 年度 (2020 年度) とします。
- 中期的な目標 : 戦略プロジェクトの目標年次は平成 26 年度 (2014 年度) とします。  
社会経済情勢の変化に対応するため5年ごとに見直します。

## 第4 基本施策

基本施策は、琵琶湖森林づくり基本計画の森林づくりの基本となる平成32年度（2020年度）までの施策として、次の4つの柱を立てました。

- 1 環境に配慮した森林づくりの推進
- 2 県民の協働による森林づくりの推進
- 3 森林資源の循環利用の促進
- 4 次代の森林を支える人づくりの推進



### 1 環境に配慮した森林づくりの推進

滋賀県の森林は、県土面積の約2分の1を占め、水源かん養や県土の保全をはじめ、二酸化炭素の吸収源などの多面的機能を有し、県民の暮らしにはなくてはならないものです。特に、琵琶湖の水源として重要な森林の多面的機能を持続的に発揮できるよう、地域特性に応じた森林管理に努めます。

人工林については、環境に配慮しながら木材資源の循環利用を目指す森林と、琵琶湖の水源かん養機能等多面的機能が維持、増進され、持続的に発揮されるよう整備管理していく森林とに区分し整備します。

また、人工林の齢級配置からみると、緊急に間伐を要する林分が多いため、間伐を積極的に実施することとします。

天然林については、琵琶湖と一体化した本県独特の景観を形成する森林として保全するとともに、自然の遷移に委ねながら、生物の生息域として生物多様性の保全に配慮した森林づくりを保全することとし、松くい虫等による被害林や放置された里山林を中心に、地域特性に応じた森林の整備を図ります。

#### (1) 多面的機能を発揮させる森林管理の推進

森林の多面的機能を十全に発揮させるような森林整備に努めます。

- 森林の多面的機能を高度に発揮させるため保安林に指定し、山地災害から県民の生命財産を保全し、森林病虫獣害を削減して、森林の保全に努めます。
- 効率のよい森林管理を行うため、周辺環境と調和を図りながら林道・作業道の整備を進めます。
- 県営（有）林や造林公社営林地等の公的管理された森林については、多面的機能が高度に発揮されるように適切な森林整備に努めます。
- 水源かん養機能などの公益的機能が高度に発揮できる環境に配慮した森林づくり推進のための調査、研究を行います。

#### (2) 人工林の特性に配慮した森林整備の推進

環境に配慮しながら木材資源の循環利用をめざす森林については、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進します。

- 多様化するニーズに対応した木材生産のため、適切な保育を推進し、地域特性に応じた森林整備を進めます。

- 木材生産機能とともに水源かん養などの公益的な機能を高度に発揮させるため、長伐期林や複層林への誘導を図ります。
- 多面的機能を発揮させる森林づくりのため計画的な間伐を積極的に推進するとともに、路網や機械などの生産基盤を整備して森林整備の作業の効率化を図り、間伐材の利活用を進めます。

**森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるよう整備管理していく森林へ転換する人工林については針広混交林へと誘導します。**

- 水源かん養や県土の保全など公益的機能を発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化により多様な森林づくりを推進します。
- 林内路網の未整備等により、放置された奥地の人工林などを対象に、管理コストのかからない環境保全に優れた針広混交林に誘導するための強度な間伐による森林整備を支援します。

### (3) 天然林の保全管理の推進

**里山林については地域住民をはじめさまざまな主体による新たな森林整備の仕組みづくりを進めます。**

- 里山林は自然を身近に感じることのできる森林資源であり、地域の特性にあった森林管理と活用方法を検討し、県民協働による森林整備を推進します。
- 里山を林産物の生産をはじめ、環境学習やレクリエーションの場として多面的に利用することにより、地域の活性化につながる活動を進めます。

**奥地林については自然生態系の保全に努めると共に、必要に応じて森林の多面的機能が高度に発揮されるよう森林整備を進めます。**

- 天然生のスギを交えたブナ林などの豊かな森林が広がっており、自然生態系の森林維持機能が備わっていることから、できるだけ自然の遷移に委ねた森林管理を進めます。
- 山地災害の復旧や森林病虫害の防除等により自然生態系の保全に努めます。

## 【基本指標】

### ● 多面的機能を発揮させる森林管理の推進 %

| 区 分             | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 民有林に占める保安林面積の割合 | 34                | 36                   | 38                   |
| 民有林に占める保安林面積の割合 | 57                | 61                   | 65                   |

注：保安林は、水源のかん養、土砂の流出防止など 17 種類あり、暮らしを守るために、特に、重要な森林が指定され、伐採の制限や保全管理など、森林の多面的機能の発揮に必要な管理が行われます。

### ● 人工林の地域特性に配慮した森林整備の推進 %

| 区 分                  | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|----------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 | 65                | 80                   | 90                   |

注：人工林のうち1年間に除伐や間伐を必要とする森林に対して、その年に除伐や間伐を行った森林面積の割合のこと。

## 2 県民の協働による森林づくりの推進

滋賀県の森林は、琵琶湖の重要な水源であり、この森林が荒廃すれば流域に住む全ての人々の生活に影響が出ます。これまでかけがえのない琵琶湖を上下流の人々が総ぐるみで守ってきました。こうした取り組みを踏まえ、琵琶湖の水源である森林を、琵琶湖から恩恵を受けている全ての上下流住民が一体となって守り育てていくことが、滋賀県らしい森林づくりの相応しい姿です。

### (1) 県民の主体的な参画の促進

県民が主体的に森林づくりに参加できるよう森林・林業の情報提供や上下流連携による森林づくり活動を進めます。

- 森林の持つ多面的機能が多くの人々の暮らしに恩恵を与えていることへの理解を深めるような情報発信や普及啓発を行います。
- 森林ボランティア活動等のための情報の収集発信機能の整備やその活動に支援します。
- 琵琶湖の水源としての森林の重要性が認識されるように、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進します。

流域の森林づくりの在り方、進め方について、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動に支援します。

- 流域を単位とした森林づくりへの計画から実行までの段階で、県・市町への提案や県民の森林づくりへの理解を深める取り組みなどを行う組織の整備や活動に対し支援します。

### (2) 里山の整備・利活用の推進

県民の身近に存する里山については、県民協働で行う森林の整備保全活動に支援します。

- 里山を保全整備するため森林所有者、地域住民、市町などが連携して進める新たな仕組みづくりやその活動に支援します。



### (3) びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み

びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間が定着するよう様々なメディアを通じて普及啓発を行います。

- 10月1日のびわ湖水源のもりの日が広く県民に理解されるよう普及啓発に努めます。
- びわ湖水源のもりづくり月間に、ボランティアや地域団体等が行う森林づくり活動を推進します。

#### 【基本指標】

##### ● 県民の主体的な参画の促進

団体

| 区 分                           | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|-------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 森林づくり活動を実践している<br>市民団体等の数(累計) | 99                | 125                  | 150                  |

##### ● 里山の整備・利活用の促進

箇所

| 区 分           | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|---------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 里山整備協定林の数(累計) | 9                 | 25                   | 40                   |

注：里山整備協定林とは計画づくりから利活用の方法までを参画する全ての人が話し合いにより決め、面的な広がりのある整備を進めていく里山林のこと。

##### ● びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み

人

| 区 分                           | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|-------------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| びわ湖水源のもりづくり<br>月間の森林づくりへの参加者数 | 6,742             | 8,000                | 13,000               |

### 3 森林資源の循環利用の促進

琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、結果として健全な森林整備に資することになります。また森林は、再生可能で環境や人に優しい天然資源であり、無駄になるところがありません。森林資源を積極的に活用することは、人に優しく、琵琶湖に優しく、そして地球環境にも優しい暮らしを推進することになります。

#### (1) 県産材の利用の促進

住宅建築や公共事業などへの県産材の利用拡大のための仕組みづくりに取り組み、地産地消を進めます。

- 県産材を活用した住宅の情報発信や研修会の開催などによる県産材利用拡大の取り組みを推進します。
- 木材加工・流通体制の整備合理化を推進するために需給情報の提供や県産材の産地証明および供給拠点づくりの取り組みを促進します。
- 県産材の利用を促進するため公共施設等の木造化・木質化や県産材を使った住宅建築の推進に取り組みます。

#### (2) 森林資源の有効な利用の促進

森林資源の環境に配慮した新しい利用や有効な活用のための調査研究・技術開発に支援します。

- 森林資源の新たな利用方法について産学官の連携した調査研究を進めます。
- 森林が心と体の健康づくりに活用される方策を研究・検討します。
- 県産材等を効率的に処理加工するための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進します。

### 【基本指標】

- 県民の主体的な参画の促進

m<sup>3</sup>

| 区 分       | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|-----------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 県産材の素材生産量 | 32,000            | 59,000               | 120,000              |

## 4 次代の森林を支える人づくりの推進

次代の森林を支える人づくりは、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるためには、特に重要な要素です。琵琶湖を育む森林を守り育てようとする、意欲ある森林所有者、森林づくりの中核を担う森林組合、優秀な林業従事者、森林づくりの重要性を理解する青少年を育てる等森林を支える人づくりを進めます。

### (1) 森林所有者等の意欲の高揚

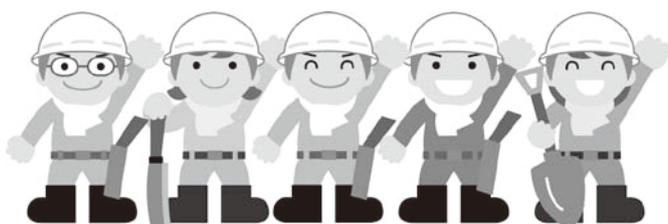
森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導に努めます。

- 森林整備に意欲ある森林所有者を確保するため、森林整備情報や技術情報の提供を推進します。
- 林業従事者の確保・育成のため、雇用・就業相談や森林管理技術の研修等に取り組みます。

### (2) 森林組合の活性化

森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、組織体制の充実と人材の育成に対して支援します。

- 森林組合改革プランで目指す中核組合を基本に1県1組合をめざします。
- 林業労働力確保支援センターと連携し、森林整備の担い手となる人材の育成に努めます。



### (3) 森林環境学習の推進

県民に森林の多面的機能についての理解と関心を深め、森林づくりへの参加意識の高揚に努めます。

- さまざまな世代の県民に、既存の施設や里山および公有林等で森林体験を通しての森林環境学習を進めます。
- 森林体験を含めた森林環境学習の取り組みを、学校や地域の実態に応じて推進するとともに、森林体験の場の確保や指導者への支援に努めます。



#### 【基本指標】

##### ● 森林所有者等の意欲の高揚

集落

| 区 分              | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 地域の森林づくりを推進する集落数 | 56                | 87                   | 100                  |

注：地域の森林づくりを推進する集落とは集落ごとにそれぞれの地域に応じた森林づくりについて話し合いの場が持たれ、共通の理解のもとに森林整備が進められる集落のこと。

##### ● 森林組合の活性化

ha

| 区 分             | 平成 20 年度<br>(現 状) | 平成 26 年度<br>(中期的な目標) | 平成 32 年度<br>(長期的な目標) |
|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 森林組合の低コスト施業実施面積 | 78                | 660                  | 1,400                |

注：森林組合の低コスト施業実施とは、高性能林業機械等を活用し、施業地の集約化や作業路網の整備等、効率的な作業システムによる高い生産性を実現し、コストを削減するための取り組みのこと。

## 第5 戦略プロジェクト

### ～ 急がれる県産材の安定供給体制の整備と 地球温暖化防止森林吸収源対策による森林の保全整備の推進 ～

戦略プロジェクトは、基本施策を具体的、計画的に進めるために、重点的かつ戦略的に取り組む施策を掲げたものです。平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間は、「急がれる県産材の安定供給体制の整備と地球温暖化防止森林吸収源対策による森林の保全整備の推進」をテーマとし、それを実行するために、以下の 4 つの戦略プロジェクトに取り組みます。

#### 戦略 1. 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

森林吸収源の確保と多様で健全な森林づくりに取り組みます。

地球温暖化防止に役立つ二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、水源かん養や山地災害防止などの森林が持つ多面的な機能を持続的に発揮するためには、適切な森林の施業と管理が必要となります。本県の森林は、特に間伐を必要とする林齢が多い状況にあることから、積極的な間伐を推進するとともに、スギ、ヒノキの単層林から針広混交林（環境林）や長伐期林への誘導、更に獣害対策など、地域特性に応じた森林づくりに取り組みます。

##### 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進

- 二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめとした、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、手入れ不足の人工林を対象に、総合的で計画的な間伐対策を市町等と連携して実施します。
- 健全な森林づくりを推進するため、森林所有者等の理解と協力を得ながら、地域の特性に応じた間伐や再造林などに取り組みます。
- 間伐材等の搬出を積極的に進めるため、作業路網等の整備や高性能林業機械の導入などを推進し、作業の効率化・低コスト化を図ります。
- 木材は、炭素の吸収・貯蔵等を通じて低炭素社会の実現に重要な役割を果たす再生産可能な森林資源であり、その循環利用の促進を図るため、間伐材等の利用拡大を進めます。

##### 森林の生態系や環境に配慮した整備の推進

- 森林の生態系や環境に配慮した森林整備を推進するため、地域の特性に応じて針広混交林（環境林）や長伐期林へ誘導するとともに、山地災害の防止を図るなど効果的な森林の保全に取り組みます。
- 身近に自然を感じることができる里山を、環境学習やレクリエーションの場などとして、多面的な利活用と保全が図れるよう、市町等と連携しながら整備を進めます。
- 森林を健全な姿で保全し、適正な更新を図るため、関係機関と連携した二ホンジカ等の被害対策や花粉が少ないスギ苗木生産などに取り組みます。
- 本県の森林づくりに一層適した森林の管理方法を検討するため、森林と琵琶湖との関わりなどについて研究・解析を進めます。

## 5年間の取り組み

| 区 分          | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 年間間伐<br>実施面積 | 2,525 ha          | 3,100 ha          |

| 区 分            | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 年間作業道等<br>開設延長 | 26,115 m          | 36,200 m          |

| 区 分              | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 環境林整備<br>面積 (累計) | 422 ha            | 1,600 ha          |

## トピックス その1

### 低コスト作業路とは？

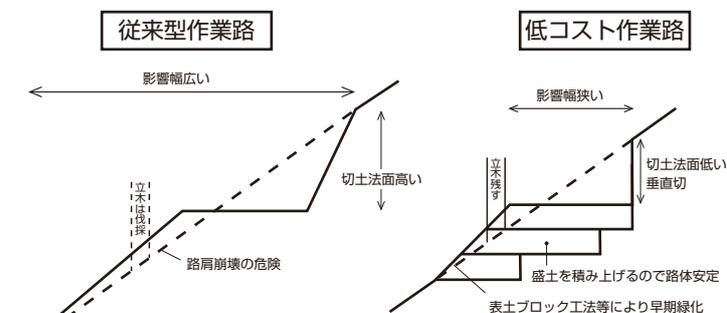
現状の木材価格から収益を生み出すためには、作業路（道）を用いた路網整備による木材生産経費の低コスト化が不可欠です。「低コスト作業路」とは、単に開設経費が安だけでなく、開設後の維持管理経費や木材搬出経費などを含め、“施業全体にわたるコストダウン”を目指した作業路であることを意味しています。

従来の作業路と比べた特徴としては、①山（周囲）に及ぼす影響範囲が小さい、②崩壊しにくい安定した路体、③表土ブロック積み等による盛土法面早期緑化、④支障木を利用した簡易構造物（丸太積み土留など）、⑤縦横断勾配を工夫した排水処理 などが挙げられます。また、切土法面が低く盛土法面が短いことから、作業路上で使うグラブなどの機械を用いて、林内の丸太を作業路まで引き寄せる時に作業がしやすいので、木材搬出に適した道と言えます。

以上の長所を活かしながら、施業地における低コスト作業を実践し、『採算のとれる林業』につなげることが重要です。

#### 従来型作業路と低コスト作業路との違い（イメージ）

##### 標準断面にみる工法の違い



- ☆崩れにくく、施工後の維持管理が低コスト
- ☆残土は発生しない
- ☆法切高さが低いので、木材搬出に適している



## 戦略2. 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト

### 多様な主体による森林づくり活動を進めます。

森林と琵琶湖がもたらす恵みに感謝し、理解を深め、県民の主体的な参画による森林づくりを進めるため、びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間を中心に普及啓発を図ります。

また、森林づくり活動を行うNPOなど地域団体による情報交流の仕組みづくりに取り組み、さらに企業等多様な主体による森林づくり、淀川流域を含む上下流連携による森林づくりへの取り組みなどを促進します。

### 県民が森林づくり活動を行う体制の整備

- 県民の森林づくりへの新たな参画を促進するため、森林ボランティア団体等地域の様々なグループの活動や、地域の森林づくりのあり方について提言するなど主体的な取り組みを行う流域森林づくり委員会の活動を支援します。
- 県内の森林ボランティア団体等による森林づくりが着実に継続した取り組みとなるよう、その活動を県民にわかりやすく伝えるとともに、各団体間の情報交換を行う仕組みづくりを支援します。
- 県民が森林づくりに参加できる機会を広げていくため、森林所有者と市民団体、森林ボランティア団体等との連携を図るとともに、緑の募金などを活用した森林づくりを進めます。
- 県民の森林づくりへの関心を高めるため、びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間を中心に、琵琶湖を守る森林の大切さを普及していきます。

### 多様な主体や新たな仕組みによる森林づくりの推進

- 企業等多様な主体による森林づくりの取り組みを促進するため、森林・林業に関する情報の提供や技術の指導を積極的に行い、その環境整備を進めます。
- 本県の特徴を生かした低炭素社会の実現を図るため、森林による二酸化炭素の吸収・固定や木材利用による炭素の貯蔵の効果を定量化するなど、新たな価値を生み出す仕組みを検討し、必要な支援に努めます。
- 森林所有者と下流の市民団体、ボランティア等との上下流連携による森林づくりの機運を醸成するため、琵琶湖の水源である森林づくりの重要性を、県内にとどまらず琵琶湖淀川流域圏まで理解を広げていく取り組みを進めます。



## 5年間の取り組み

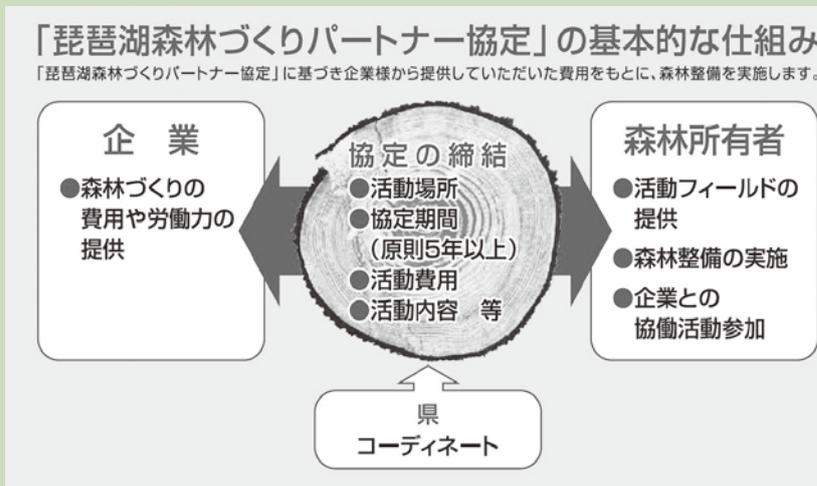
| 区 分                     | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|
| 森林づくり活動市民団体<br>年間延べ活動日数 | 482 日             | 750 日             |

| 区 分                              | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 琵琶湖森林づくりパートナー<br>協定（企業の森）締結数（累計） | 3                 | 15                |

## トピックス その2

### 琵琶湖森林づくりパートナー協定とは？

企業と森林所有者とが「琵琶湖森林づくりパートナー協定」を締結し、企業から提供いただいた資金によって、森林整備を実施する取り組みです。



### ■取り組みの事例

| 協定締結年    | 協定者                                    |           | 名称            | 所在地    | 協定期間 |
|----------|--|-----------|---------------|--------|------|
|          | 企業等名                                   | 森林所有者     |               |        |      |
| 平成17年1月  | キンビール株式会社                              | 大滝山林組合    | 「琵琶湖水源の森」     | 犬上郡多賀町 | 10年  |
| 平成19年10月 | コカ・コーラウエスト株式会社                         | 向山生産森林組合  | 「しが さわやか自然の森」 | 愛知郡愛荘町 | 10年  |
| 平成20年10月 | オムロン株式会社草津事業所<br>オムロン労働組合草津支部          | 上砥山生産森林組合 | 「オムロンびわ湖水源の森」 | 栗東市    | 10年  |
| 平成21年10月 | 株式会社エコネット<br>近畿環境保全株式会社<br>株式会社服部モーターズ | 三豊生産森林組合  | 「しが ふれあいの森」   | 湖南市    | 5年   |
| 平成21年10月 | 栗東市商工会                                 | 金勝生産森林組合  | 「栗東 きょうどう夢の森」 | 栗東市    | 5年   |

## 戦略3. 森林資源の循環利用促進プロジェクト

県産材の利用促進を図り、低炭素社会の実現に向けた取り組みを促進します。

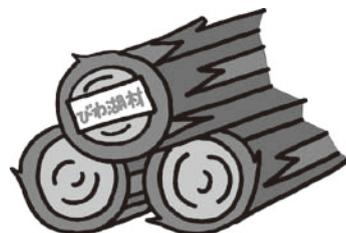
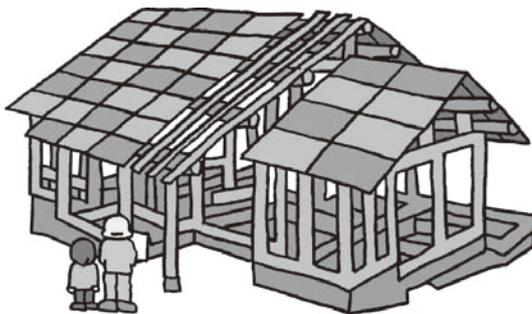
県内の人工林は、その多くが成熟期を迎え、今後利用可能となる森林資源は飛躍的に増加する見込みです。再生可能な自然にやさしい木材を地域で積極的に利用するなど、低炭素社会の実現に向けた取り組みが期待されています。そのために、県産材を低コストで安定的に供給できる仕組みを整備するとともに、木材をはじめ森林空間を含めた森林資源の全てが有効に利活用されるように、研究に取り組みます。

### 県産材の利用促進

- 生産性の向上と低コスト施業を推進するため、施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入および人材の育成を推進し、県産材の生産体制の整備を図ります。
- 県産材の円滑な流通を図るため、搬出された木材を集積、分別するストックヤード機能と、県産材の需給調整や販路開拓等を行うコーディネート機能を兼ね備えた流通拠点の整備を図ります。
- 地産地消を推進し、県産材の利用拡大を図るため、認証された「びわ湖材」の利用特性を研究するとともに、産地証明制度の普及・定着を進めます。
- 環境にやさしい材料である木材の良さをアピールするため、県産材での家づくりを推進するとともに、県産材を活用した学校等公共施設の木造・木質化や、学習機の導入等を進めます。

### 森林資源の新たな利用の推進

- 再生可能な循環資源である木質バイオマスの利用を推進するため、林地残材・製材端材などの未利用材や、小径木・曲がり材などの低質材の有効活用に取り組みます。
- 森林空間が持つ癒しや安らぎの機能をはじめ、森林資源を利活用した新たな用途への調査・研究、実用化に向けた取り組みを推進します。



## 5年間の取り組み

| 区 分             | 平成 20 年度<br>(実 績)   | 平成 26 年度<br>(目 標)    |
|-----------------|---------------------|----------------------|
| びわ湖材認証を行った年間木材量 | 9,595m <sup>3</sup> | 18,000m <sup>3</sup> |

| 区 分            | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 高性能林業機械導入数（累計） | 6 台               | 18 台              |

### トピックス その3

#### 高性能林業機械とは？

高性能林業機械とは、2つ以上の作業を行える機械を総称した言葉で、林業の労働安全性の向上と省力化を目的に開発された機械です。

代表的な機種には、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤードなどがあります。

以下は、すべて滋賀県内に導入されているものです。



**ハーベスタ**：従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。北欧では、皆伐、間伐に活躍している。



**スイングヤード**：主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材用機械。伐採された木を林道や作業道まで寄せる時に使う。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



**フォワーダ**：玉切りした短幹材をグラブブルクレーンで荷台に積んで、山土場まで運ぶ集材専用の自走式機械。主として作業路上を走行する。

## 戦略4. 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

### 森林を守り育てる人材の育成と確保に取り組みます。

滋賀の森林を守り育てるためには、森林組合をはじめとする林業事業者への新規就労者の確保・育成、森林経営に積極的に取り組む森林所有者の育成、さらには、全ての県民の理解と協力が必要です。このため森林整備の担い手としての森林組合の活性化を通じて森林所有者の意欲を高めるとともに、広く森林づくりを支援する人材を確保・育成するため、あらゆる世代で森林環境学習に力を入れます。

### 森林を育む担い手づくり

- 地域特性や環境に配慮しつつ、森林を育む担い手を育成するため、森林経営・路網整備を提案する施業プランナーや高性能林業機械オペレーターの養成などに取り組みます。
- 森林組合が、地域における森林経営の真の中核的な担い手としての役割を果たせるように、合併や組合加入率の向上を図りながら、木材生産流通を中心とした事業展開による経営の安定化に向けた取り組みを積極的に進めます。

### 意欲ある林家・グループの育成

- 森林経営に積極的に取り組む森林所有者を育成するため、地域全体での協働施業を推進します。
- 施業の集約化等による森林の適切な管理を図るため、森林所有者等に森林整備に関する情報の提供や技術指導を行います。

### 森林環境学習の充実

- 森林と琵琶湖をつなぐ森林環境学習「やまのこ」事業の着実な実施を図るため、学校や地域の実態に応じた学習プログラムのより一層の充実等に取り組みます。
- 様々な世代にわたる森林環境学習を推進するため、森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進めます。

## 5年間の取り組み

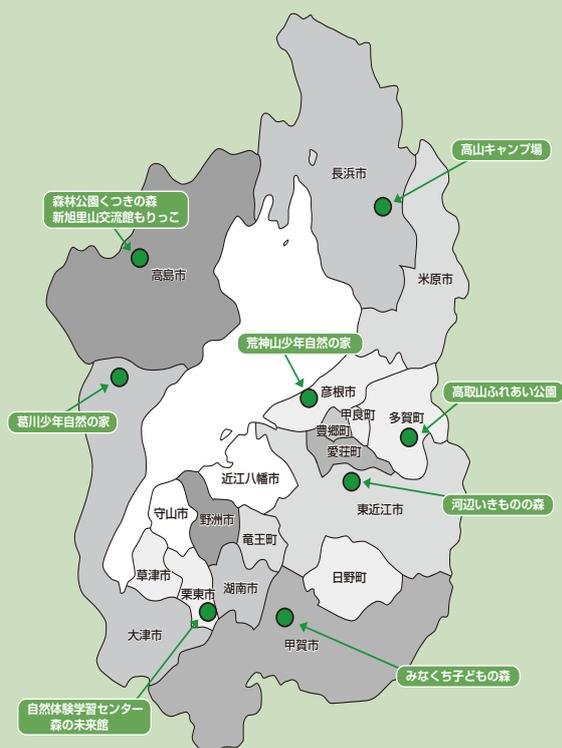
| 区 分                        | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|
| 森林環境学習の年間受講者数              | 12,928 人          | 20,000 人          |
| 区 分                        | 平成 20 年度<br>(実 績) | 平成 26 年度<br>(目 標) |
| 森林組合の木材生産に専門的に<br>従事する作業員数 | 0 人               | 50 人              |

## トピックス その4

### 森林環境学習「やまのこ」事業とは？

森林環境学習「やまのこ」事業とは、次世代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことを目的にしています。具体的には、県内の小学4年生が県内各地の施設およびその周辺森林で、間伐をしたり、自然観察をするなど様々な体験をおして学習をします。「やまのこ」事業は、学校教育の一環として位置づけられており、平成21年度には、県内のほぼすべての小学校が参加することができました。子どもたちが体験をおして森林への理解を一層深めるために、さらにプログラムの充実を図っていきます。

#### 「やまのこ事業実施施設」



#### 平成 20 年度「やまのこ」事業実施状況

|       |                  |
|-------|------------------|
| 参加学校  | 202 校            |
| 参加人数  | 小学 4 年生 12,928 人 |
| 実施場所  | 県内各地 やまのこ施設      |
| 専任指導員 | 16 名 (8 施設)      |

# 第6 推進体制

## 1 財源の確保

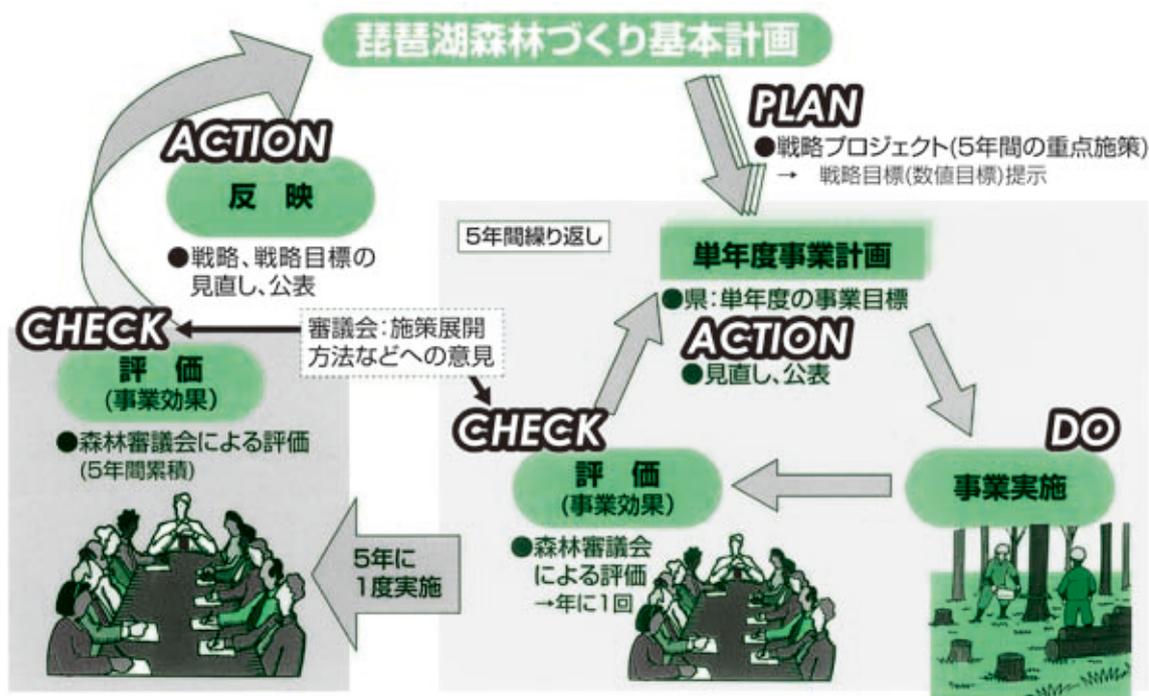
- 施策の重点化と併せて、平成18年度より、「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行し、新たな森林づくりを進めていくうえで、その負担の具体的な仕組みを構築するなど、着実な森林づくりに向けた財源の確保を図ります。

## 2 進行管理と点検評価

- 今後も森林・林業を取り巻く社会情勢に大きな変化が予想されるなかで、本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行います。
- 毎年度、指標の達成度、数値目標達成度および事業の進行状況を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価をします。
- それらの結果を本計画等の改善に反映し、5年ごとに戦略プロジェクトの見直しを行います。
- 評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施します。

## 3 実施状況の公表

- 森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況については、県の広報誌やホームページ等を通じて広く公表します。



### ◆森林審議会における評価の手順

事業効果および施策の方向性チェック

(事業効果を示す指標の達成度 ⇒ 数値目標達成度 ⇒ 事業の進捗から見た施策展開方法への意見)

# 参 考 资 料

# ○ 琵琶湖森林づくり条例

平成 16 年 3 月 29 日  
滋賀県条例第 2 号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

## 琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ 2 分の 1 を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんではいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

## (目的)

**第 1 条** この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

## (基本理念)

**第 3 条** 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じた推進されなければならない。

**2** 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることにかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

**3** 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

#### (県の責務)

- 第4条** 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
  - 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

#### (森林所有者の責務)

- 第5条** 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。
- 2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (森林組合の責務)

- 第6条** 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (県民の責務)

- 第7条** 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第8条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (基本計画)

- 第9条** 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
  - 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。
  - 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
  - 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (環境に配慮した森林施業等の推進)

- 第10条** 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

#### (県民の主体的な参画の促進等)

第 11 条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

#### (里山の保全の推進)

第 12 条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

#### (流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第 13 条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

#### (びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第 14 条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は 10 月 1 日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (県産材の利用の促進)

第 15 条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (森林資源の有効な利用の促進)

第 16 条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

#### (森林所有者の意欲の高揚等)

第 17 条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### (森林組合の活性化)

第 18 条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

#### (森林環境学習の促進)

第 19 条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

**(財政上の措置)**

**第 20 条** 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(森林づくりの状況等の公表)**

**第 21 条** 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

**(規則への委任)**

**第 22 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則 (平成 16 年条例第 38 号) 抄**

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

# 琵琶湖森林づくり条例の概要

平成 16 年 4 月 1 日施行

## 目的

森林の多面的機能（水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能）の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

## 基本理念

- ◆多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- ◆県民の主体的な参画による森林づくり
- ◆森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- ◆県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- ◆森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

## それぞれの責務等

| 県  | 森林所有者   | 森林組合  | 県民   | 事業者  |
|--|---|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●基本理念に従って基本的かつ総合的な施策を策定・実施</li><li>●市町・国との連携</li><li>●県の施策へ琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり</li><li>●県が行う施策への協力</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●地域における森林経営の中核的担い手</li><li>●森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取り組み</li><li>●県が行う施策への協力</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●森林の恵みを楽しんでいるという認識を深めること</li><li>●森林づくりに関する活動への積極的参加</li><li>●県が行う施策への協力</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●森林の多面的機能の確保への配慮</li><li>●県が行う施策への協力</li></ul> |

## 森林づくりに関する基本的施策

### ①基本計画の策定

- 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画策定
- ・中長期的目標、基本方針、施策の方向

### ②環境に配慮した森林施策等の推進

- 地域の自然的条件・社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施策を計画的に推進（地域特性を活かしつつ、単層林から複層林・長伐期林へ）：解説参照（天然林の保全と活用）
- 総合的かつ計画的な間伐対策の推進（間伐や間伐材の搬出・有効利用の促進等）

### ③県民の協働による森林づくりの推進

- 県民の主体的な参画の促進等
  - 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進
  - 県民等が行う森林づくりに関する活動に対する支援
- 里山の保全の推進
  - 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援
- 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進
  - 県、市町等に対し流域の森林づくりのあり方等について提案を行う組織の整備の促進およびその活動に対する支援
- びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間
  - びわ湖水源のもりの日…10月1日
  - びわ湖水源のもりづくり月間…10月

### ④森林資源の利用の促進

- 県産材の利用の促進
  - 県産材に対する情報提供、知識の普及、公共事業への利用等
- 森林資源の有効な利用促進
  - 森林資源の新たな利用等を促進するための調査研究、技術開発に対する支援等

### ⑤森林づくりを支える人材の確保・育成

- 森林所有者の意欲の高揚等
  - 情報提供、技術指導等
  - 林業労働力の確保
- 森林組合の活性化（担い手としての機能強化）
  - 組織体制充実、人材育成取組み支援
- 森林環境学習の促進
  - 森林体験活動の場の提供、情報提供

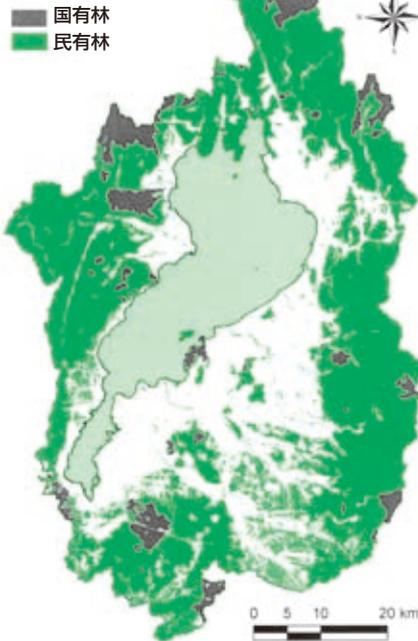
### ⑥財政上の措置

（解説）単層林：一度に植林された（スギ・ヒノキなどの）単純一斉林  
複層林：数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林  
長伐期林：伐採年齢を通常の倍（40～60年→80～100年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林

# 滋賀県の森林・林業の現況（平成 20 年度）

森林面積は県土の約**半分**を占めています

【滋賀県森林分布図】



森林面積  
202,025 ha

区域面積  
401,736 ha

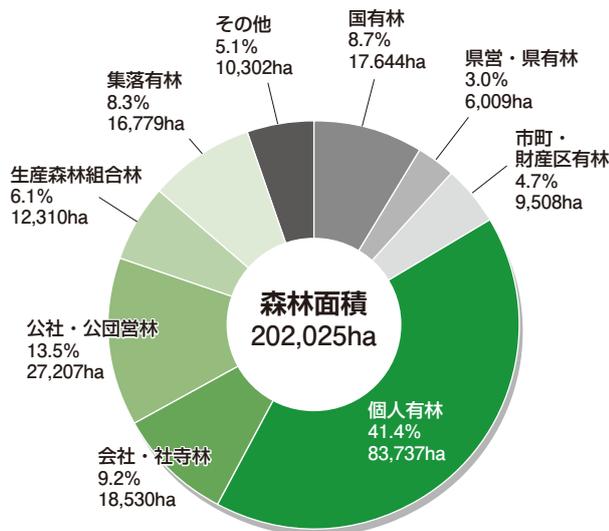
民有林がの約**9割**を  
占めています

民有林の占める割合が多く、その中で個人が所有する森林が 41.4%と、一番多くなっています。

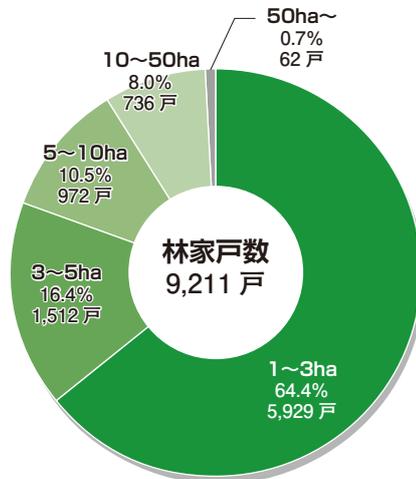
小規模経営の林家が  
多くを占めています

1 ha 以上の森林を所有している林家のうち、5 ha 以下の小規模林家が全体の約 80%を占めています。

【所有形態別森林面積】



【保有山林規模別林家戸数】



※ 2005 年農林業センサスより

※民有林：国有林以外の森林。  
県・市町・財産区等が所有する「公有林」と、個人・企業・団体等が所有する「私有林」に区分されます。

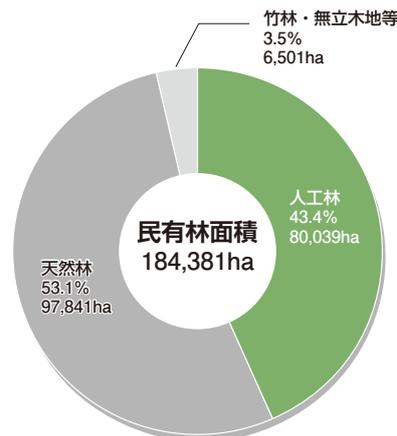
※林家：所有山林が 1 ha 以上の世帯

人工林の割合は**43.4%**  
天然林の割合は**53.1%**

本県の人工林率は、全国平均とほぼ同じです。  
(全国：人工林率 41.2%)

- ※人工林：人の手によって苗木を植えたり、種をまいて育てた森林。
- ※天然林：自然の力によって発芽、成立した森林。  
(発芽後に手入れをおこなった場合を含む。)

【林種別民有林面積】

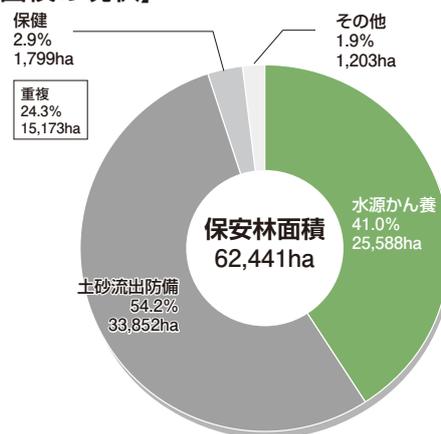


## 民有林のうち約**3割**が保安林に指定されています

重要な働きをする森林は保安林に指定されています。保安林のうち、水源かん養保安林と土砂流出防備保安林で95.2%を占めています。本県では、琵琶湖の水源かん養を図る目的で、水源かん養保安林の指定に力を入れています。

- ※保安林：私たちの暮らしを守るために、水源かん養や山地災害防止など、特に重要な役割を果たしている森林
- ※水源かん養機能：洪水を防ぐとともに、雨水を地下水として蓄え、徐々に川へ送り出す機能
- ※土砂流出防備機能：土砂の流出を防ぐ機能

【保安林面積の現状】

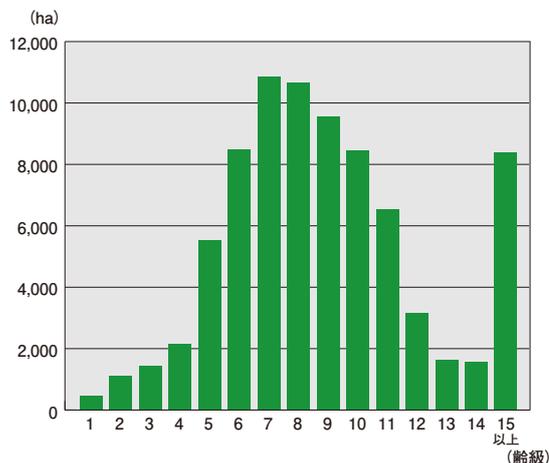


## 人工林のうち**62.8%**は手入れが必要な森林です

人工林のうち、手入れが必要な森林（9 齢級以下）は、62.8%となります。また、間伐（長伐期施業にかかる抜き伐りを含む）の対象となる森林（3～12 齢級）は83.5%を占めます。

- ※齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくりにしたもの。  
例えば、林齢1～5年生までは1 齢級、6～10年生までは2 齢級となります。

【人工林の齢級別面積（民有林）】



## ◆ 私たちの生活を守るために治山事業を実施しています

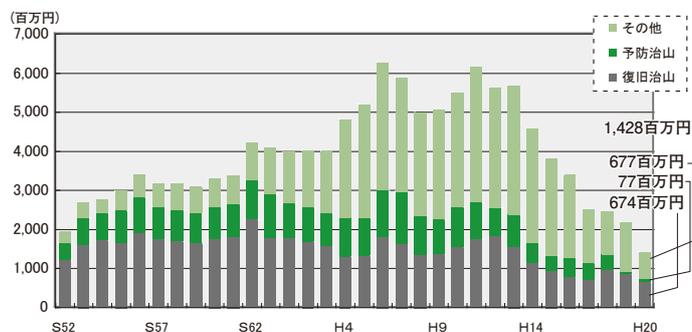
治山事業は、山地災害の復旧や防止に貢献しています。特に、本県では、比良山系に代表される崩壊地の復旧等に取り組んできました。近年は、水源かん養や生活環境の保全・形成を図ることを目的とした治山事業も積極的に実施しています。

※復旧治山：山腹崩壊地、はげ山、荒廃溪流などを復旧整備する事業  
 ※予防治山：荒廃のきざしのある溪流などを整備し、災害を未然に防止する事業  
 ※その他：水源かん養や生活環境の保全・向上を図るための森林整備などを実施する事業（単独治山を含む）



▲治山施設

### 【治山実績の推移】



## ◆ 間伐を推進しています

木々が生長し、林内が過密になると間伐が必要になります。間伐により木々が健全に育つとともに、林内に光が入り、下草が生えることによって土壌が保全され、森林の持つ多面的な機能が発揮されます。地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の吸収源対策として、間伐による整備が求められており、継続的に取り組んでいます。



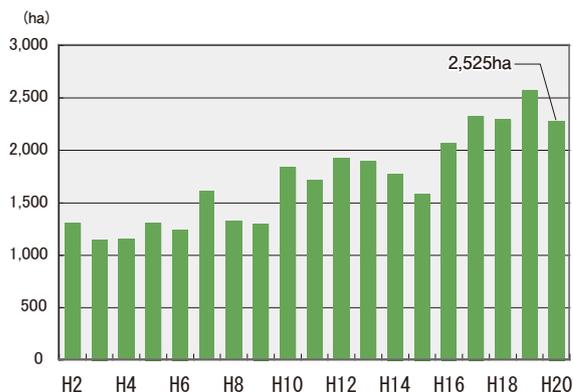
▲手入れ不足の森林



▲間伐された森林

※間伐：生長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること

### 【間伐実績面積の推移】



## ◆ ニホンジカによる被害が増加しています

ニホンジカによる森林被害は近年になって急激に増加し、県内の森林に深刻な影響を与えています。植栽後間もない稚樹の食害や成木の剥皮害など、樹木に対する直接的被害に加え、近年は、森林の下層植生に対する被害も問題になってきています。

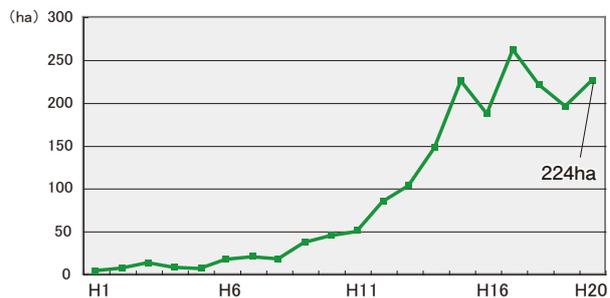


▲ニホンジカによる剥皮害



▲剥皮害を防ぐためのテープ巻き

### 【ニホンジカによる森林被害面積の推移】

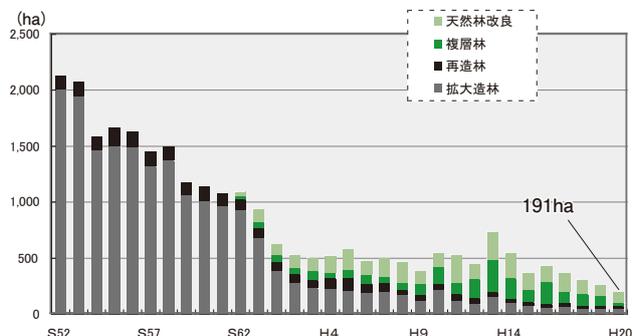


## ◆ 森づくりが変化してきています

人工造林面積は大きく減少し、特に天然林を伐って人工林にする「拡大造林」が減少しています。しかし、一方では複層林施業や天然林を改良し育成するなど、地域の特性にあった多様な森林づくりが行われるようになってきています。

- ※拡大造林：天然林を伐採した跡地や原野に、人の手で苗木を植えて育てること
- ※再造林：人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと
- ※複層林：伐採を一度に行わず、大きな木の下に若い木を育て、林齢や樹種の異なる木で構成される森林
- ※天然林改良：生長の悪い木や形質の悪い木を取り除き、明るい健全な森林に改良すること

【造林面積の推移】



▲複層林

## ◆ 林道整備によって適切な森林整備ができます

林道の整備は、木材の搬出や森林保育のコストの削減に貢献し、生産性の高い林業を確立するために必要です。また、林道は山村住民の生活道路としても重要な役割を担っています。

- 林道（自動車道）総延長………985km
- 林道密度………5.3m/ha

※林道密度：森林の単位面積（1ha）当たりの林道延長



▲林道を利用した木材搬出

## ◆ 林業機械の導入を推進しています

林業は大変重労働である一方で、林業就業者の減少・高齢化が続いています。このような状況の中、作業の効率化や労働環境の改善を図るため、林業機械の導入が進められています。本県では、平成18年度から高性能林業機械の導入が始まり、平成20年度末現在、スイングヤーダ<sup>®</sup>1台、フォワーダ4台、ハーベスタ1台が導入されています。

- ※高性能林業機械：複数の作業工程を1台で処理する林業機械
- ※スイングヤーダ：建設機械をベースマシンとして、集材用ウインチを搭載している自走式集材機
- ※フォワーダ：伐採した木材を載荷して運搬する車両
- ※ハーベスタ：林内を移動して立木の伐倒、材の枝葉の払い落とし、木材の切りそろえといった、一連の作業を行う車両系林業機械



▲スイングヤーダ



▲フォワーダ

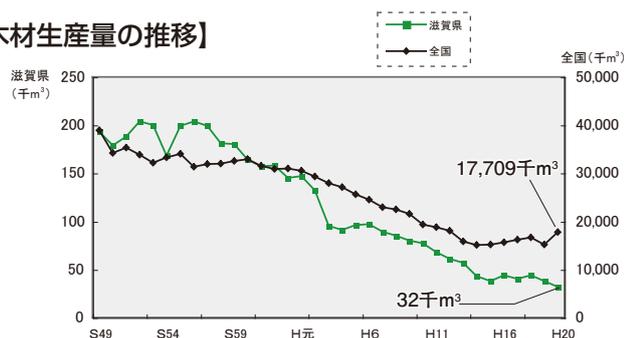


▲ハーベスタ

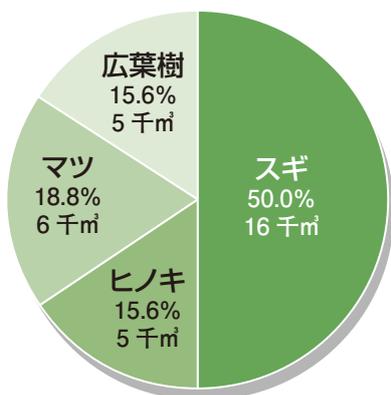
## ◆ 木材の生産量は低い水準で推移しています

木材の生産量は、長期的な木材価格の低迷により減少を続けてきましたが、近年は製材や合板などで国産材の需要は増加しています。しかし、本県の木材生産流通体制の整備が遅れていることから、平成20年度の県産材の生産量は32,000㎥と低い水準となっています。

【木材生産量の推移】



【樹種別木材生産量】



▲木材市場



▲製材

## ◆ 学校に木の学習機を導入しています

子ども達が1日の大半を過ごす学校生活において、木の良さに触れながら木に対する理解を深められるよう、市町や教育委員会とも連携しながら小学校や中学校等に木製の学習機とイスを導入しています。平成18年度からは琵琶湖森林づくり県民税を活用して、公立学校だけでなく私立学校でも導入されるようになりました。



▲木の学習機

【木の学習機導入数】



## ◆ 県民協働による森林づくり活動を進めています

県民や企業の方が気軽に森林づくりに参加できるように、森林づくり活動の機会を提供し、各種森林づくり活動の支援や、活動の核となる人材の養成に努めています。

- 森林づくり活動実績……………10回  
(参加者延べ279人)
- 琵琶湖森林づくりパートナー協定  
(滋賀県企業の森づくり)  
……………5協定 (平成21年12月末現在)



▲滋賀県企業の森づくり



▲協働による森づくり

## ◆ 森林の大切さについてアピールしています

「びわ湖水源のもりづくり月間（10月）」を中心に、森林の大切さを広くPRするとともに、幅広い世代の方が楽しめる森林づくりの活動やイベントを開催しました。

- 広報活動
  - ……県広報誌県政プラスワン
  - 新聞、ポスター、チラシ
  - ホームページ森づくりドットコム
  - ラジオ番組による啓発 等
- 森づくり交流会 … 参加者 2,500人
- 森林づくり活動 ……………… 6回  
参加者延べ 129人



▲森づくり交流会



▲しがの森の精・ボズー  
(琵琶湖森林づくり事業シンボルキャラクター)

## ◆ 多くの子どもたちが森林に関心をもっています

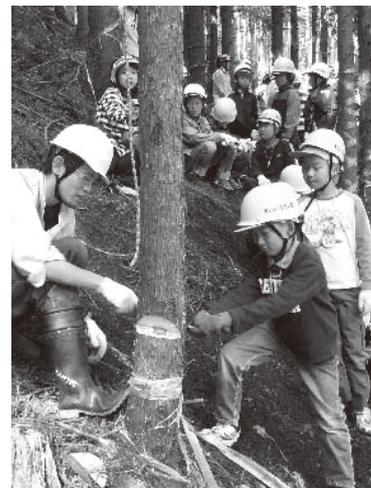
小・中学校において、森林環境学習を進めています。本県で平成19年度から始まった森林環境学習「やまのこ」事業では、県内の小学4年生の児童が森林体験施設やその周辺の森林で体験活動をしています。また、各地で緑の少年団が活発に活動しています。

※緑の少年団：次代を担う子どもたちが、緑に関わる活動を通じて、心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体

- 森林環境学習「やまのこ」事業
  - ……実施学校数 202校
  - 児童数 12,928人
- 緑の少年団（平成21年5月現在）
  - …………… 74団体
  - 3,503人



▲緑の少年団



▲森林環境学習「やまのこ」

## ◆ 林業後継者の育成確保に努めています

林業の担い手を養成し、安定した林業経営と適正な森林管理を行うための知識や技術を普及しています。また、地域林業の担い手である林業研究グループの活動を支援しています。

- 林業研究グループの現況
  - …………… 17グループ
  - 723人



▲林業研究グループ▲

### 五十音順

#### …………… ア行 ……………

##### ○育成林（いくせいりん）

人為によって保育などの管理がされた森林。

##### ○NPO

公益的な活動をしている民間非営利組織。

「non-profit-organization」の略称で、環境保全、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

##### ○奥山（奥山林）（おくやま（りん））

日常的に人との関わりが薄く、人里や道路から離れた山奥に位置する森林であって、滋賀県においては、かつて炭焼きが行われた。長期間にわたり放置された状態であるが、原始的な自然環境が維持され、多種多様な動植物が生息している。里山の対語。

##### ○温室効果ガス（おんしつこうがす）

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。

#### …………… カ行 ……………

##### ○カーボンオフセット

市民、企業等の社会の構成員が、自ら温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削除する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動に資金提供すること等によって、その全部または一部を相殺すること。

##### ○皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、林木を一時に全部または大部分伐採すること。伐採および跡地の造林の技術が簡単である反面、多面的機能の確保に注意する必要がある。

##### ○下層植生（かそうしょくせい）

森林において、上木に対する下木（低木）、および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

##### ○間伐（かんばつ）

成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。

##### ○京都議定書（きょうとぎていしよ）

平成12年（2000年）以降の先進国の地球温暖化対策として、具体的な削減対象ガス（二酸化炭素、一酸化炭素、メタン、代替フロン等）とその削減目標（平成2年（1990年）水準から先進国全体で5.2%、日本は6%、米国は7%、欧州は8%削減など）、達成期間（平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の間）を定めている。また、国際的に協調して目標を達成するためのしくみとして、排出量取引、共同実施及びクリーン開発メカニズム（CDM）の三つのメカニズムについて規定しており、これらを京都メカニズムという。

○高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

従来のチェーンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャー、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダー、タワーヤーダー、スイングヤーダー。

○合板（ごうばん）

自原木から薄くむいた単板の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに交差させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。

○県産材（けんさんざい）

自県の森林から産出された木材。

…………… サ行 ……………

○再造林（さいぞうりん）

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

○作業道・作業路（さぎょうどう・さぎょうろ）

林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。作業道は主に四輪自動車等が、作業路は主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。

○里山（里山林）（さとやま（りん））

人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻繁に手が入られるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴って、放置による植生の遷移や竹の急激な侵入によって生態系の変化が問題になっている。

○滋賀県森林審議会（しがけんしんりんしんぎかい）

森林法に基づいて設置された県の附属機関。森林法その他法令による事項の処理や、森林法の施行に関する重要事項など、滋賀県の森林・林業の重要事項について審議する必要があるが生じたときに、知事の諮問に応じて開かれる。

○資源の循環利用（しげんのじゅんかんりよう）

森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材（リサイクル、多段階利用により繰り返し利用）→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取り組みをいう。

○集成材（しゅうせいざい）

ひき板、小角材などの部材（集成材の1つの層を構成する板でラミナという）を繊維方向（木目方向）を平行にして、長さ、幅、厚さの方向に集成接着した通直またはわん曲した形状の材をいう。

○主伐（しゅばつ）

収穫のために樹木を伐採すること。

○除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業、一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。

○針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。

○人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法。

○人工林（じんこうりん）

人工造林によって造成された森林。

○薪炭林（しんたんりん）

薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。

○森林環境学習「やまのこ」事業（しんりんかんきょうがくしゅう「やまのこ」じぎょう）

森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。

○森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

○森林計画制度（しんりんけいかくせいど）

長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が発揮されるよう森林の施業を計画的かつ合理的に行うための制度。森林法など関係法律に基づいて全国の森林について「全国森林計画」が樹立され、民有林については県が樹立する「地域森林計画」のほか、市町村が樹立する「市町村森林整備計画」、森林所有者等が樹立する「森林施業計画」の制度がある。

○森林資源（しんりんしげん）

天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。

○森林施業（しんりんせぎょう）

森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

○森林ボランティア

森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下草刈りや間伐などを行うボランティア。

○施業の集約化（せぎょうのしゅうやくか）

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

○造林公社（ぞうりんこうしゃ）

森林所有者が森林整備を自ら行うことが困難な地域等において、収穫時に収益を分け合う分収林方式により整備することを目的として設置された法人で、滋賀県には社団法人滋賀県造林公社と財団法人びわ湖造林公社の2団体があり、昭和40年から平成元年までに約2万ヘクタールの森林を整備し、管理している。

## …………… 夕行 ……………

### ○択伐（たくばつ）

主伐の一種で、林内の樹木の一部を抜き伐りすること。

### ○単層林（たんそうりん）

一度に植林された（スギ、ヒノキなどの）単純一斉林。

### ○地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間活動による二酸化炭素やメタンなどの放出量が増大し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより起こる現象。

### ○治山（ちさん）

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。

### ○長伐期林（ちょうばつきりん）

伐採年齢を通常の倍（40～60年→80～100年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

### ○天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合などがある。

### ○天然生林（てんねんせいりん）

災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林。

### ○天然林（てんねんりん）

自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

### ○土砂流出防備機能（どしゃりゅうしゅつぼうびきのう）

表土の流出を防ぐ機能をいう。

### ○土砂崩壊防備機能（どしゃほうかいぼうびきのう）

土砂崩れを防ぐ機能をいう。

## …………… 八行 ……………

### ○バイオマス

元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は1970年代を機に生態学的な意味合いをこえ、生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。

### ○プレカット加工（ふれかっとかこう）

従来は大工が手加工で行ってきた柱・桁・梁などの部材加工（仕口・継手など）を機械で行うこと。プレカット加工の利点は、①加工精度が高く品質・性能の均一化が図れる、②工期が短縮できる、③熟練技能者不足を補うことが出来る、④コストダウンができることなど。

○**複層林（ふくそうりん）**

数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。

○**保安林（ほあんりん）**

私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源かん養・土砂災害・生活環境の保全など特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。

…………… **マ行** ……………

○**松くい虫（まつくいむし）**

森林害虫の一種。アカマツやクロマツなどに寄生してその樹皮下および材部を食害するキクイムシ、ゾウムシ、カミキリムシなどの穿孔性甲虫類の総称。現在、全国的に発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによるもの。

○**民有林（みんゆうりん）**

国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。

○**木質バイオマス（もくしつばいおます）**

樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。

…………… **ラ行** ……………

○**流域（りゅういき）**

通例は河川の流れの範囲をいうが、ここでは、森林の諸機能が発揮される場とし、森林の整備・林業生産等を推進する上での合理的な地域の範囲と定義する。

○**流域森林づくり委員会（りゅういきしんりんづくりいいんかい）**

森林づくりに県民の皆さんに参加していただくための組織で、現在県内6地域に設立され、さまざまな活動が行われている。主な役割は、地域の森林づくりの理解を深めるような活動や、県や市町の森林づくりのあり方や進め方の方針検討や意見・提言等を行っていただくもの。構成メンバーには、森林所有者、森林組合、森林ボランティア、NPO、企業等、また、地域住民や学識経験者等の方々も参画されている。

○**林業研究グループ（林研グループ）（りんぎょうけんきゅうぐるーぷ（りんけんぐるーぷ）**

林業経営の改善および林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。

○**林産物（りんさんぶつ）**

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。

○**林道（りんどう）**

木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。

○林道密度（りんどうみつど）

森林の単位面積（ha）当たりの林道延長。

○齡級（れいきゅう）

森林の林齡を5カ年でひとくりにしたもの。

例えば、林齡1～5年生までは1齡級、6～10年までは2齡級となる。

○路網整備（ろもうせいび）

森林施業をスムーズに行えるよう、適切な配置を考えて林道や作業道を開設すること。



## 琵琶湖森林づくり基本計画（改訂）

平成22年3月

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3914

FAX 077-528-4886

E-mail dj00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/d/mori/>



母なる湖・琵琶湖。  
—あずかっているのは、滋賀県です。